

見沼中学校区義務教育学校開校準備委員会
第1回 学校運営部会

本日のスケジュール

【確認事項】

1. 北河原小・荒木小・須加小・見沼中の校名の変遷について
 2. 校名が最終決定されるまでの流れ、スケジュール
-

【協議事項】

○校名

1. 選定方法について
2. 選定方法の確認事項について
(公募の場合) ①対象範囲 (地域、年齢) ②応募方法
③応募条件 ④候補の絞り込みの基準

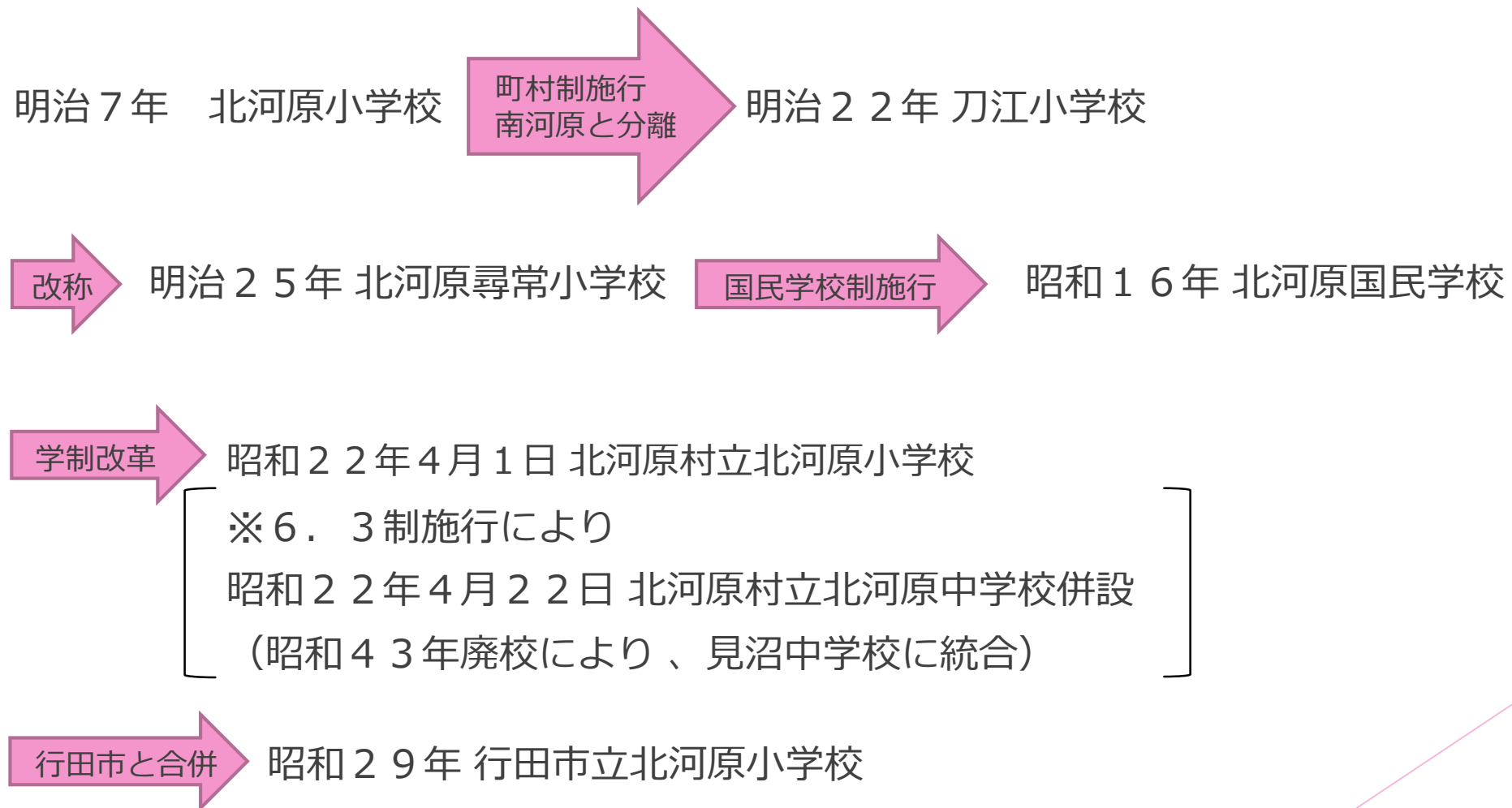
○体操服 (ジャージ)

1. 体操服に関する協議について

【確認】北河原小・荒木小・須加小・見沼中の校名の変遷

学校要覧等を参考

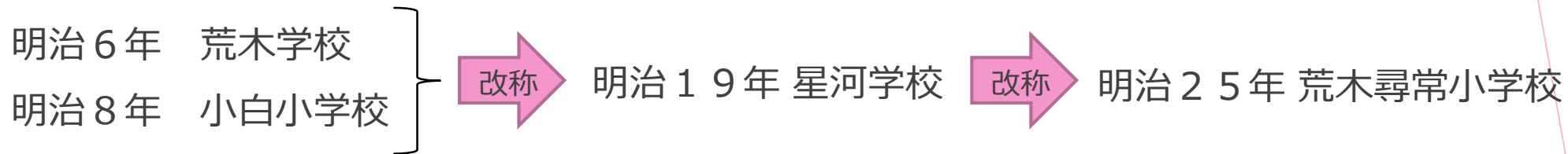
北河原小学校



【確認】北河原小・荒木小・須加小・見沼中の校名の変遷

学校要覧等を参考

荒木小学校



国民学校制施行

昭和16年 荒木国民学校

学制改革

昭和22年 荒木村立荒木小学校

```
graph LR; D["昭和16年 荒木国民学校"] -- 学制改革 --> E["昭和22年 荒木村立荒木小学校"]
```

行田市と合併

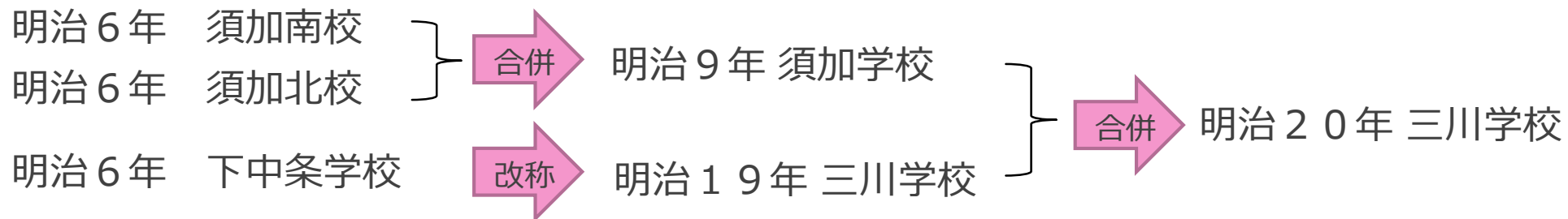
昭和29年 行田市立荒木小学校

```
graph LR; F["昭和29年 行田市立荒木小学校"]
```

【確認】北河原小・荒木小・須加小・見沼中の校名の変遷

学校要覧等を参考

須加小学校



小学校令改正

明治25年 三川尋常小学校

改称

大正4年 須加尋常小学校

高等科併置

大正10年 須加尋常高等小学校

国民学校制施行

昭和16年 須加国民学校

学制改革

昭和22年 須加村立須加小学校

行田市と合併

昭和29年 行田市立須加小学校

【確認】北河原小・荒木小・須加小・見沼中の校名の変遷

学校要覧等を参考

見沼中学校

学制改革

昭和22年 荒木村立荒木中学校
昭和22年 須加村立須加中学校
昭和22年 北河原村立北河原中学校

行田市と合併

昭和29年 行田市立荒木中学校
昭和29年 行田市立須加中学校
昭和29年 行田市立北河原中学校

須加中学校を統合

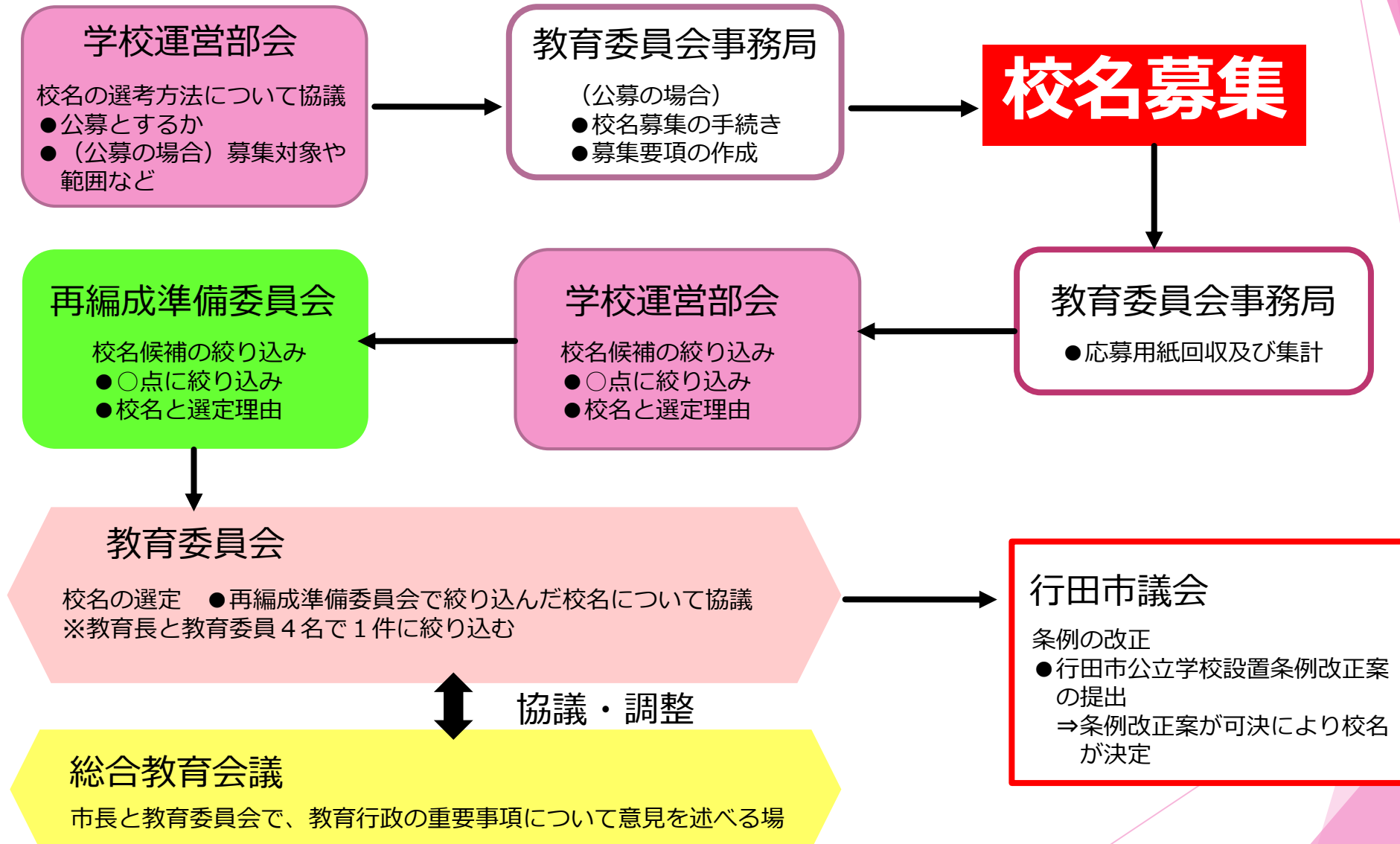
昭和30年 行田市立荒木須加中学校

校名変更

昭和42年 行田市立見沼中学校

昭和43年 北河原中学校と合併（見沼中学校北河原分教場設置）
昭和44年 北河原分教場を見沼中学校へ統合

【確認】校名が最終決定されるまでの流れ



【確認】校名決定までのスケジュールについて

- ①★第1回学校運営部会で校名候補の選定方法について協議
募集要項の確認 (12月11日)
- ②校名の募集 ※2カ月間を目安 (令和2年1月～2月末日)
- ③校名の応募集計及び一覧作成 (令和2年3月上旬)
- ④★第4回、第5回学校運営部会で校名候補を絞り込み (令和2年4月中旬)
- ⑤第5回学校運営部会で決定した校名候補について、
再編成準備委員会で協議 (令和2年4月下旬)
- ⑥教育委員会会議、総合教育会議で協議
- ⑦議会へ提出

★は学校運営部会で協議します。

【協議】 校名候補の選定方法について

(事務局案)

1. 選定方法について

- 新しい学校として子供たちが夢や希望を持ち、地域住民からも愛され親しまれる校名を**広く募集**することとします。
- 募集期間は**2カ月**を目安とします。

※「行田市公立学校適正規模・適正配置の基本方針及び再編成計画」
(P 2 6 「学校再編成の進め方」を参照)

※別添、他の自治体の学校再編成に係る校名決定プロセス参照

協議内容

- ・公募としてよいか
- ・学校運営部会で考えるか

【協議】 校名候補の選定方法について

(事務局案)

2. 選定方法の確認事項について

①対象範囲（地域、年齢）をどこまでにするか

市内外問わず応募可とします。

⇒市内に居住していない卒業生も対象にするため

②- 1 応募方法をどのようにするか

次のいずれかの方法で応募できることにします。

・ **持参、郵送、FAX**で教育総務課へ

・ **応募箱に投函**

⇒応募箱の設置場所：見沼中・北河原小・荒木小・須加小、
行田市役所、地域公民館、総合体育館、
コミュニティセンターみずしろ

・ 市ホームページ

⇒**応募フォームをダウンロード**し、入力して**Eメール**で送信

【対象範囲】協議内容

- ・ 募集対象地域として、市内外問わずとしてよいか。
- ・ 市内または地域を限定して募集すべきか。
- ・ 募集対象年齢を設けるべきか。

【応募方法】協議内容

- ・ 他にも応募方法があるか。
- ・ 事務局案で提示した応募方法でよいか。
(不必要なものがあるか)

【協議】 校名候補の選定方法について

(事務局案)

2. 選定方法の確認事項について

②-2 校名公募の周知方法について (参考)

- 「市報ぎょうだ」
- 学校再編・小中一貫教育だより「温故創生」
⇒ 配布先：見沼中・北河原小・荒木小・須加小、行田市役所、
地域公民館、総合体育館、コミュニティセンターみずしろ
- 市ホームページ ⇒ 応募フォームをリンク
- 市公式ツイッター ⇒ 市ホームページにリンク
- 市公式フェイスブック ⇒ 市ホームページにリンク

【協議】 校名候補の選定方法について

(事務局案)

2. 選定方法の確認事項について

③応募条件について

(1) 新たな学校を作るという考えから、地域の名前がついている

「北河原小」「荒木小」「須加小」は使用しません。

※「見沼」は使用することができます。

(2) **漢字、ひらがな、またはカタカナ**により表記され、読み書きが容易な名称

(3) **児童や住民等の理想や願い**が込められた名称

(4) 新しい学校として**ふさわしい**名称

※新しい校名に込めた想い、理由を記載してください。

協議内容

- ・「北河原小」「荒木小」「須加小」を使用しなくてよいか
- ・他に条件を付与するか、または条件を緩和するか

【協議】 校名候補の選定方法について

(事務局案)

2. 選定方法の確認事項について

④候補の絞り込みの基準について

- ・ 同じ名称は、何件あっても **1案** とします。
- ・ 1案に対する **応募数は公表しません**。
- ・ 1案に対する応募数の **「多い」「少ない」は、校名の選定及び決定に影響しない**もの とします。
- ・ 応募条件に合致するもので、新たな校名に対する **「理由」や「想い」** をもとに候補を選定します。

◎校名候補選定後に、「〇〇小中学校」「〇〇義務教育学校」「〇〇学園」にするかは、学校運営部会で協議していただきます。

協議内容

- ・ 集計結果を見て、一から委員が絞り込んでいくか。
- ・ 教育委員会事務局がある程度案を絞り、その後委員が絞り込んでいくか。

協議内容

- ・ 校名の後の「小中学校」「義務教育学校」「学園」などを学校運営部会で協議するか。

【協議】体操服（ジャージ）の選定方法について

（事務局案）

1. 協議を行う部会について

行田市立見沼中学校区義務教育学校開校準備委員会設置要綱第7条第3項

⇒ 「学校運営部会が体操服等について検討する」

◎ 体操服等は、児童や保護者が大いに関係してきます。

⇒ **P T A部会**が検討し、協議結果を学校運営部会が報告を受け、デザイン案を決定します。

